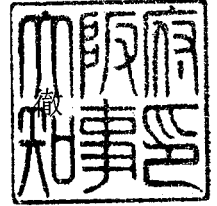


動 畜 1644 号
平成 23 年 7 月 21 日

大阪府環境審議会
会長 奥野 武俊 様

大阪府知事 橋下



大阪府イノシシ保護管理計画の変更（第 2 期計画の策定）について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 7 条第 7 項において準用する第 4 条第 3 項の規定に基づき、大阪府イノシシ保護管理計画の変更（第 2 期計画の策定）について、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条に基づき、都道府県知事は区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、長期的な観点から当該鳥獣の保護管理に関する計画（特定鳥獣保護管理計画）を定めることができるとされています。

現行の大阪府イノシシ保護管理計画は、府域全域で拡大するイノシシの被害に対処するため、大阪府環境審議会の答申を経て、平成23年度までの5年間の計画期間として、平成19年3月に策定したものです。

大阪府としては、イノシシによる農林業被害が依然として高い水準で推移していることから、有害鳥獣捕獲や被害防止対策、生息環境の整備などを引き続き総合的に推進するため、平成24年度から平成28年度までの5年間の計画期間とする大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）を策定するとともに、第14条第2項及び第3項に基づいて、同期間内における環境大臣が定める狩猟の制限の一部を解除するため、同法第7条第7項において準用する第4条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。